

八潮監告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、八潮市長及び八潮市教育委員会教育長から令和4年度定期監査（令和3年度後期分）の結果に係る措置状況の報告があったため、別紙のとおり公表する。

令和4年9月2日

八潮市監査委員 村川大志

八潮市監査委員 林雄一

八潮総収第403号
令和4年8月31日

八潮市監査委員 村川大志様
八潮市監査委員 林雄一様

八潮市長 大山忍

令和4年度定期監査（令和3年度後期分）の指摘事項について（通知）

令和4年7月25日付け八潮監発第48号により提出された令和4年度定期監査（令和3年度後期分）の指摘事項について、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

(1) 伝票関係

① 費用弁償について

費用弁償において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(スポーツ振興課)

(2) 会計年度任用職員関係

① 報酬・給料について

・勤務時間・日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。
(子育て支援課、市民課)

・欠勤の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(社会福祉課、障がい福祉課)

② 費用弁償・通勤手当について

・費用弁償・通勤手当の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。
(商工観光課)

③ 時間外勤務手当について

・時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(長寿介護課、国保年金課、子育て支援課、保育課)

④ 期末手当について

・期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(保育課)

2 措置内容

別紙「令和4年度定期監査（令和3年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和4年度定期監査（令和3年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 伝票関係</p> <p>①費用弁償について</p> <p>費用弁償において、鉄道賃の請求誤りにより支給額を誤っているものが認められた。</p> <p>(2) 会計年度任用職員関係</p> <p>①報酬・給料について</p> <p>勤務時間・日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 (地域手当等の計算・集計誤りも含める。)</p>	<p>担当者等の確認が足りずに、安価なルートがあることがわからず、300円多く支出をしてしまい、過払金の戻入処理を令和4年3月31日に行いました。</p> <p>今後は、ルート検索も含め、担当者だけではなく、複数の職員による確認を行い、処理をするようにします。(スポーツ振興課)</p> <p>地域手当の端数処理の取り扱いに誤りがあったため、1円の過払いが生じました。対象職員へ説明のうえ、令和4年5月30日に返金してもらい、同日、歳出戻入処理を行いました。</p> <p>今後は遺漏のないよう注意して対応します。(子育て支援課)</p> <p>会計年度任用職員2名の地域手当について、1円を多く支給しました。</p> <p>対象職員へ説明のうえ、令和4年8月5日に戻入の処理を行いました。</p> <p>今後は、チェック体制の強化に努めてまいります。(市民課)</p>

欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

②費用弁償・通勤手当について

費用弁償・通勤手当の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

欠勤時間の集計誤りにより支給額不足が生じた。対象職員に経緯を説明し、令和4年5月25日に支給しました。
今後は、集計数値の複数人による確認を徹底してまいります。（社会福祉課）

会計年度任用職員の人件費について、欠勤届の提出があった分を反映せずに支払事務を行ってしまったもので、対象職員へ説明の上、減額分7,608円の戻入手続きを行いました。
今後は会計年度任用職員の欠勤届等の確認を徹底し、集計漏れのないよう努めます。（障がい福祉課）

会計年度任用職員通勤手当について、総務人事課作成の伝票を確認する際、添付されていた根拠資料に通勤手当の記載がなかったところですが、月の途中（令和3年12月15日）に退職したため、通勤手当は支給されないものと考え、そのまま処理がされてしまったものです。

対象職員には事情を説明し、令和4年6月24日に支給しました。

今後は、根拠資料の確認などを徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。（商工観光課）

③時間外勤務手当について

時間外勤務時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

(単価等の集計誤りも含む。)

会計年度任用職員時間外勤務手当について、出勤簿では、勤務時間が1時間超過した記載がありましたが、時間外勤務命令簿への記載がなかったことに気がつかなかったため、支給洩れが生じました。対象職員へ説明のうえ、令和4年5月25日に延滞利息を含めた1,224円を支払いました。

今後は、会計年度任用職員に対し、時間外勤務をした際には、必ず時間外勤務命令簿へ記載するよう周知徹底させるとともに、普段から会計年度任用職員の勤務状況を把握し、総務人事課へ報告データを提出する際には、出勤簿と時間外勤務命令簿の記載について、複数の目で確認をすることで、再発防止に努めます。(長寿介護課)

会計年度任用職員給料について集計を誤り、1時間分の支給洩れが生じました。対象職員へ説明のうえ、令和4年5月20日に遅延損害金とともに支給しました。また、会計年度任用職員について、過払いがありました。対象職員へ説明のうえ、令和4年5月11日に払い戻ししました。今後は、出勤簿の記入方法について指導を徹底するとともにチェック体制の強化に努めてまいります。(国保年金課)

出勤簿等の書類の確認が不十分であったため、1,224円の未払いが生じてしまいました。本人に事情を説明し、速やかに未払い分を支給します。

今後は出勤簿の確認を徹底します。

(子育て支援課)

時間外勤務手当の集計誤りについては、出勤簿及び時間外勤務命令簿の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

今後は、出勤簿、時間外勤務命令簿の記入の仕方について、改めて指導するとともに、支払い処理にあたっては、複数人によるチェックを徹底し、再発防止に努めます。

(保育課)

④期末手当について

期末手当基礎額の算定誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。

期末手当基礎額の算定誤りについては、時間給職員の、6月から11月の勤務実績表の確認が不十分であったため、支給誤りが生じました。対象職員に対しては内容を説明のうえ、精算しました。

今後は、勤務実績表を確認するにあたり、シフト表、出勤簿、欠勤届の照合を複数人でチェックすることにより、再発防止に努めます。

(保育課)

八潮教総収第304号
令和4年8月30日

八潮市監査委員 村川 大志 様
八潮市監査委員 林 雄一 様

八潮市教育委員会
教育長 井上 正人

令和4年度定期監査（令和3年度後期分）の指摘事項について（通知）
令和4年7月25日付け八潮監発第48号により提出された令和4年度定期監査の指摘事項について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1 指摘事項

会計年度任用職員関係

勤務時間・日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。

（指導課）

欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。（図書館、指導課）

費用弁償・通勤手当の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

期末手当の基礎額の算定誤りにより支給額を誤っているものが認められた。（指導課）

2 措置内容

別紙「令和4年度定期監査（令和3年度後期分）措置事項報告書」のとおり

令和4年度定期監査（令和3年度後期分）措置事項報告書

指摘事項	措置状況
<p>(1) 会計年度任用職員の報酬・給料について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間・日数の集計誤りにより支給額を誤っているものが認められた。 ・欠勤時間の集計誤りにより、支給額を誤っているものが認められた。 <p>(2) 会計年度任用職員の費用弁償・通勤手当について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用弁償・通勤手当の集計誤りにより支 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務予定と実績に差異があり、未払いや過払い等の支給誤りがありました。 すでに対応済みの指摘事項もございますが、夏季休業明けの早い時点で該当者に説明し、追加支給や戻入処理を行ってまいります。（指導課） ・報酬の支給額の誤りが生じた原因につきましては、会計年度任用職員の欠勤による報酬の支給処理の際に、出勤簿、欠勤届等について十分な確認を行うことができず、欠勤時間を誤って少なく算定したことによるものであります。 今回の支給額の誤りにつきましては、出勤簿、欠勤届等を再度確認し、対象職員に説明のうえ、5月31日に戻入処理を行いました。 今後につきましては、複数の職員により十分な確認を行い、再発防止に努めます。（図書館） ・勤務予定と実績に差異があり、過払いの支給誤りがありました。 夏季休業明けの早い時点で該当者に説明し、戻入処理を行ってまいります。（指導課） ・勤務予定と実績に差異があり、未払い

<p>給額を誤っているものが認められた。</p> <p>(4) 会計年度任用職員の期末手当について</p> <ul style="list-style-type: none">・期末手当の基礎額の算定誤りにより支給額を誤っているものが認められた。	<p>や過払い等の支給誤りがありました。また、前期の指摘事項（忌引休暇の取得）について、報酬に合わせて費用弁償も減額してしまい、適切な処理が行われておりませんでした。</p> <p>すでに対応済みの指摘事項もごさいますが、夏季休業明けの早い時点で該当者に説明し、追加支給や戻入処理を行ってまいります。(指導課)</p> <p>・報酬の実績時間数の計算誤りにより、期末手当においても支給誤りが生じました。すでに追加支給や戻入処理を行い、対応済みでございます。(指導課)</p>
---	---